相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東加茂郡足助町大字久木字日向三二番地、最後の住所不明
被相続人　亡　原田　至誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
事務所東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市中志津二丁目四番、最後の住所東京都台東区竜泉三丁目二六番一号松葉荘二
被相続人　亡　渡部　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市三日曽根一番地一五、最後の住所富山県高岡市下牧野四一番地七
被相続人　亡　八島由喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
富山県高岡市中川上町一〇―一四　ソーラービル四階　川原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字飯山二二一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大西　孝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
長野県長野市西町五六八番地一
相続財産管理人　弁護士　一由　貴史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市正木六六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
事務所岐阜市神田町一―一―五岐阜神田町ビル五階　小森正悟法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡阿久比町大字横松字中側六二番地、最後の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字柴井一番地の八四
被相続人　亡　伊串　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
愛知県半田市昭和町一丁目二番地昭和ビル
名城法律事務所半田事務所
相続財産管理人　弁護士　稲熊　公孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市本丸町一九番地、最後の住所滋賀県大津市浜大津二丁目二番四号ジョイライフフクヤ一〇三号
被相続人　亡　林　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル五階琵琶湖法律事務所
相続財産管理人　弁護士　不破　俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市三和町一〇八八番地、最後の住所大阪市東成区大今里南五丁目一九番八号
被相続人　亡　山本　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区春日出中二丁目一五一番地、最後の住所大阪市此花区春日出中二丁目一〇番一五号
被相続人　亡　森井チヨノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍不詳（自称中華人民共和国）、最後の住所兵庫県尼崎市金楽寺二丁目四番二〇号ＬＥＯＮＥＸＴ金楽寺一〇四号室
被相続人　亡　自称チン・カーサー

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区田中町五丁目一番、最後の住所神戸市東灘区西岡本一丁目一一番一四号
被相続人　亡　南山　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
事務所神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号甲南第一ビル一一Ｆ神戸ハート法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木花　高裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市服部四四〇番地、最後の住所鳥取県倉吉市岡二〇番地一七三
被相続人　亡　太田　敦美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
鳥取県倉吉市見日町三一七番地　種部ビル
相続財産管理人　弁護士　辻本　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市彦島江の浦町七丁目一番、最後の住所山口県下関市小月本町二丁目一〇番二二号
被相続人　亡　浅田　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日
山口県下関市竹崎町四丁目一番二二号エストラストビル四〇一
相続財産管理人　弁護士　中野　善朗